

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度 第2回 所沢市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成25年10月10日(木) 午後1時30分 から 午後2時00分
開 催 場 所	上下水道部庁舎 3階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	内田喜久男、鹿島順三、粕谷治男、木村一男、倉澤継彦 齋藤操、笹原文男、中村博美、野澤嘉彦、林幹雄、矢倉幸子 (50音順)
欠 席 者 の 氏 名	木下登美子、山路洋子 (50音順)
説明者の職・氏名	
議 題	第3期市街化調整区域所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する単位負担金額(案)について
会 議 資 料	(第1回上下水道事業運営審議会資料) ・ 資料1 第3期市街化調整区域(流域第7負担区)下水道整備 における受益者負担金単位負担金額(案)について (事前送付したもの) ・ 資料7 第1次市街化調整区域下水道整備計画における第3期以降の 事業について(答申) ・ 資料8 第3期市街化調整区域下水道整備事業年次計画表 (当日配付したもの) ・ 受益者負担金納付モデル
担 当 部 課 名	上下水道部 総務課(電話:04-2921-1084) <出席者> 上下水道部長 山寄裕司 上下水道部次長 濱仲保身、上下水道部次長 北田克 総務担当参事 木下浩、総務課主幹 高橋国弘、総務課副主幹 安藤善雄、 総務課副主幹 平栗正之、総務課主査 砂川知子 下水道整備課長 鈴木久夫、下水道整備課副主幹 吉田進一、下水道整備 課主査 井上直樹 下水道維持課長 中村誠、下水道維持課副主幹 神山和宏、下水道維持課 主任 粕谷憲之、下水道維持課主事 増田歩美

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	１．開会 ２．会議資料の確認 ３．議 題 (1)第３期市街化調整区域所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する 単位負担金額（案）について (2)その他 ４．閉会
会長	前回の会議の審議を踏まえて、事務局が準備した資料につきましては、 事前に送付させていただきましたが、この資料について、事務局は資料 の説明をお願いします。
総務課主幹	まず、資料番号７番、平成２４年２月２日付「第１次市街化調整区域 下水道整備計画における第３期以降の事業について」市長あての答申書 をご参照願います。 この資料は、前回の会議で、平成２３年度の審議会の内容を示すのが 良いとのご意見をいただいたことから準備いたしました。 この答申の背景といたしましては、第１次市街化調整区域下水道整備 計画における第３期以降の事業は平成２５年度から実施する計画になっ ておりましたが、合流式下水道緊急改善事業、下水道総合地震対策等の 緊急性の高い事業が創設されたこと、及び平成２２年度に行われた事業 仕分けにおいて市街化調整区域の下水道整備事業は不要との結果を踏ま え、第１次市街化調整区域下水道整備計画に基づく下水道整備事業の必 要性と実施時期について下水道事業運営審議会に諮問したものでござい ます。 同審議会は、結論として、第１次市街化調整区域下水道整備計画にお ける第３期以降の事業については、実施するものとする。 ただし、緊急に実施しなければならない合流式下水道緊急改善事業、 下水道総合地震対策事業、及び下水道長寿命化対策事業を優先し、事業 を２年先延ばしして、平成２７年度から実施することが適当である、と いたしました。 なお、答申書の締めくくりとして、下水道の整備には、多額の事業費

	を必要とするため、現在の厳しい財政状況においては、財源の確保が重要である。今後は、国庫補助金の積極的な活用と自主財源である受益者負担金の重要性を認識し、負担の公平性を図りつつ、第3期以降の市街化調整区域の整備が早急に実現できるよう努められたい、としています。 説明は以上でございます。
会長	事務局の答申書の説明は終わりました。 まず、この答申で、平成23年度の下水道事業運営審議会において、第3期の市街化調整区域の下水道整備事業は、平成27年度から「実施する」ということが確認できたと思います。 その際、自主財源である受益者負担金の重要性を認識して負担の公平性を図りながら事業を実施することも合わせて確認できたと思います。その前提で、当審議会は、受益者負担金の単位負担金額をどのような金額に設定するか、審議を進めたいと思います。 事務局は、次の資料の説明をお願いします。
下水道整備課長	それでは資料番号8番をご参照ください。前回の会議で委員の方から、第3期市街化調整区域下水道整備の事業費につきまして、内訳を求めるところご意見をいただきましたことから準備したものでございます。 第1回審議会の配付資料1の6ページ「第3期市街化調整区域下水道整備事業計画」も合わせてご参照ください。 6ページの4.事業費37億2,220万円の事業別内訳につきましては資料の工事費の欄の各年度の合計であり、資料8の内訳に記載のとおり、26年度から31年度の事業費の合計であり、各年度の補助対象事業を合計しますと7億9,144万円、単独事業費が29億3,076万円となります。 補助対象事業費とは国庫補助金の対象となる管渠等に係る費用で、補助率は2分の1なので、財源としての国費はこの補助対象事業費に2分の1を乗じた額を見込んでおります。単独事業費とは補助対象事業費以外の費用でございます。 補助対象事業とは、例えて言いますと、木の幹の部分であり、単独事業は枝の部分になります。 工事費の財源内訳といたしましては、資料8の内訳に記載のとおり、27年度から31年度の各年度国費の合計が3億9,572万円、受益者負担金が10億3,824万円、市費につきましては26年度から31年度の合計が22億8,824万円となります。

会長	引き続きまして、前回の会議で、1㎡当たりの単位負担金額の負担率 44.4%と都市計画税について、確認を求めたいご意見もあったことから、事務局は、再度説明をお願いします。
下水道維持課長	単位負担金額の算定の根拠となっております負担率 44.4%について、ご説明させていただきますので、前回お配りしました『資料1』の19ページをご覧ください。 上段の二重丸「第2期市街化調整区域の単位負担金額の算出方法」をご覧ください。 平成18年10月に第2期の1㎡あたりの単位負担金額を諮問するにあたり、平成15年度から事業を開始しました第1期の整備状況と決算見込みを検証しましたところ、単独事業費を整備面積で割りまして、単独事業費の1㎡あたりの単価は、2,250円となりました。第1期の単位負担金額の答申の額が1,000円であったことから、第1期の負担率は44.4%となりました。 このため、資料中段の丸印にあります「第2期市街化調整区域」の単位負担金額の算出につきましては、第1期の検証によって得られました負担率 44.4%を用いて、1㎡あたりの単位負担金額を1,027円と算出しまして、1,000円で諮問させていただいたものでございます。 続きまして資料の下欄の二重丸になりますが、今回整備を進めます第3期の負担率につきましては、第1期の検証によって算出された負担率と、第2期の算定の根拠となりました負担率と同様に44.4%を引き継ぐことが負担の公平性を図る上で適当であると考えております。 つぎに、前回の審議会で、都市計画税のお話をいただきましたが、都市計画税は、下水道整備や街路整備などを目的とした都市整備に充てるための地方税であり、市街化区域の土地、家屋の所有者に課税されているものでございます。従いまして、市街化調整区域の下水道整備におきましては、第1期市街化調整区域より、この都市計画税充当相当の負担分を考慮して、単位負担金額を算出しているものでございます。 なお、市街化区域の最終である第4期の単位負担金額は、1㎡あたり700円で、第1期市街化調整区域が、1㎡あたり1,000円となりましたのでその差であります300円相当が都市計画税の負担充当分と考えており、第3期も同様でございます。
会長	事務局からの説明が終わりましたが、何か質問・ご意見はありますか。

内田委員	受益者負担金について議論を進めるにあたり、「負担金の納付モデル」について資料がありましたら、より具体的なイメージを把握したうえで審議ができると思いますが、そのような資料はありますか。
会長	資料の用意はありますでしょうか。
下水道維持課長	作成した資料がございますので、配付させていただきます。
事務局	(資料配付)
下水道維持課長	お配りいたしました資料は、第3期市街化調整区域の単位負担金額が1,030円だと仮定しまして、土地の広さにより、納付金額がどのくらいになるのかを表記したものでございます。 この表には、年度ごとの納付金額が表記されていますが、受益者負担金の納付方法は、年4回の納付を5年にわたり、計20回に分割して納付していただくものでございます。ただし、端数については、初年度の第1回目に納付していただくことになっております。100㎡から1,000㎡まで、以上が納付モデルでございますのでご覧ください。 以上でございます。
会長	ほかに質問・ご意見等がありますか。
中村委員	先ほど説明のありました資料8の財源の内訳ですが、一番割合の高いものは、市費の22億8,824万円となっております。その市費の内訳は脚注に、起債及び一般会計繰入金となっております。参考のために、この起債と繰り入れ金額の割合を教えてくださいませんか。
北田次長	ただ今の市費の内訳ということでございますけれども、これから起債をするため若干の動きがあるとは思いますが、通常ですとおおよそ市費の内の8割が起債、あと2割が繰入金という割合でございます。
粕谷委員	農家など、敷地面積が1,000㎡を超える方々という部分で、補助的なものはあるのですか。また、そのような方々に対しての説明はあるのでしょうか。
下水道維持課長	当市では、広大な宅地内で農産物を生産する農家の負担を緩和するた

	め、「所沢都市計画下水道事業受益者負担金取扱要綱」に基づきまして、市街化調整区域における賦課対象面積が 1,000 m²を超える土地については、その土地が農地、竹林等に該当する場合、申請していただくと、受益者負担金の一部の徴収を猶予できる制度があります。 例えば、1,500 m²の宅地の中に、700 m²の野菜等の農産物を生産している畑があった場合、700 m²の畑のうち、全体から 1,000 m²を超える部分の 500 m²について、徴収を猶予するものです。 徴収を猶予した土地については、他人に譲渡したとき、建物を建てたとき、畑でなくなったときに、猶予を取り消し、当時賦課した受益者負担金を納めていただくという制度です。なお、相続した場合においても、畑の状態が継続されれば、猶予の状態も継続されるものとなっています。続きまして具体的にどのような土地が対象になるかを補足で説明いたします。 1,000 m²を超える土地のうち、野菜等の農産物の生産に使用している土地や、竹林、雑木林等に使用している土地などが対象となります。ただし、ここで言う農産物の生産とは、農家等が出荷するために生産していることが条件となりますので、家庭菜園や庭の植木等は対象とはなりません。 来年度に第 3 期事業の整備区域の説明会を各地区で開催いたしますので、そこで徴収猶予の説明をいたします。その後、徴収猶予申請を提出していただくことになります。
会長	ほかにご意見ご質問等ございませんか。
矢倉委員	猶予に期限があるのでしょうか。また、あるとすればどのくらいの期間になりますか。
下水道維持課長	猶予に期限はなく、相続や期限により支払いが生ずることはございません。何十年たっても猶予は続きます。売買等が生じた場合に支払いが生じ、その際支払う負担金の金額は、今回、1,030 円で決まれば、単価は 1,030 円のままで徴収猶予が続きます。
矢倉委員	売買があった場合はどうなるのですか。
下水道維持課長	売買があった場合、その時点で猶予の取り消しをさせていただきます。

矢倉委員	何年たっても、期間によって猶予がなくなることはないのですか。
下水道維持課長	猶予が期間によってなくなることはございません。猶予している土地の状況が変わらなければ、何年たっても猶予は続きます。
会長	ほかにご意見ご質問等ございませんか。 無いようですので、いろいろなご質問とご意見をいただきましたが、単位負担金額につきましては、1,030 円とすることが、おおむね意見の趨勢と思われますので、会長の私といたしましても、1,030 円を本審議会の意見としたいと思います。 したがいまして、皆様から出された意見をまとめて、審議会として意見を文章にしたいと思います。次回の審議会までに事務局でまとめてもらい、答申案として委員の皆様にご提示し、さらに議論を進めてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。 (全員承認) それでは、事務局には次回第3回の会議に、本日までに委員の皆様から出された意見を集約して、答申案としてまとめさせていただきます。 事務局は、今回、委員の皆さんから受益者負担金の単位負担金額について、様々なご意見がありましたので、これらを市民の皆さんにも、ご理解いただけるようにできるだけわかりやすい文言、表現で答申案を作成するよう努めてください。 それでは、次の議題としまして、「その他」でございます。
安藤総務課副主幹	事務局から今後の日程等について報告がございます。
会長	それでは、事務局から今後の日程等について報告してください。
総務課主幹	本日の会議のほかに、あと2回の会議を予定しておりますが、次回は、11月22日(金)の午後1時30分からお願いしたいと思います。 内容といたしましては、答申案をもとにご審議いただく予定でございます。
会長	委員の皆様いろいろお忙しいとは思いますが、事務局の方から報告があ

	りましたように、第3回目は11月22日（金）午後1時30分ということですのでよろしいでしょうか。 （全員了承）
会長	それでは、次回、第3回目は11月22日（金）といたします。事務局は、早めに通知や資料について対応をお願いします。
総務課主幹	はい、わかりました。
会長	これで本日の議事を終了させていただきます。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。
安藤総務課副主幹	委員の皆様には、次回の審議会開催のお知らせにつきましては、事務局からご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。 これをもちまして、平成25年度第2回所沢市上下水道事業運営審議会を閉会といたします。 会長ならびに委員の皆さまには、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。